

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月29日
【事業年度】	第102期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	理研計器株式会社
【英訳名】	RIKEN KEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩澤 忠
【本店の所在の場所】	東京都板橋区小豆沢2丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1121(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松本 哲哉
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区小豆沢2丁目7番6号
【電話番号】	03(3966)1128
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松本 哲哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第102期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

前文及び(1)～(6)、(8)＜省略＞

(7) 自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

（訂正後）

前文及び(1)～(6)、(8)＜省略＞

(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。